

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

平成20年4月30日

旭川市長 西川 将人

## 1 入札に付する事業の内容

### (1) 事業名

旭川市立高台小学校PFI整備事業（以下「本事業」という。）

### (2) 事業場所

旭川市春光台4条4丁目、4条5丁目及び1条3丁目

### (3) 事業期間

契約締結の日から平成37年3月31日まで

### (4) 事業概要

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、仮契約締結時までに、本事業の実施を目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立し、PFI手法（BTO方式）により次の業務を実施する。

ア 設計・建設業務

イ 維持管理業務

ウ 旧学校施設解体撤去業務

### (5) 事業費の積算金額

確定後に公表する。

## 2 総合評価一般競争入札

(1) この入札は、施行令第167条の10の2第3項の総合評価一般競争入札とする。

(2) この入札に係る落札者決定基準については、別に定める。

## 3 入札参加資格

### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、次のとおりとする。

#### ア 入札参加者の構成

(ア) 入札参加者は、単独の企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。

(イ) 入札参加グループは、代表企業を定め、代表企業以外の企業であってSPCへ出資するものを構成企業とし、代表企業が入札参加手続を行うものとする。

(ウ) 入札参加企業又は入札参加グループの代表企業及び構成企業以外の者で、SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者を協力企業とする。

#### イ SPCの設立

(ア) 落札者は、仮契約締結時までに、入札参加企業又は入札参加グループの代表企業及びすべての構成企業の出資により、SPCを会社法に定める株式会社として、原則として旭川市内に設立するものとする。

(イ) 入札参加企業又は入札参加グループによるSPCへの出資比率は100分の50を超えるものとし、入札参加グループの代表企業の出資割合は、全事業期間を通じて、出資者の中で最大でなければならない。

#### ウ 入札参加者の条件・制限

(ア) 入札参加者は、そのすべての企業の担当業務（設計・建設、維持管理及び旧学校施設解体撤去）を明らかにすることとし、各業務は、それぞれ一企業が実施すること、複数の企業が共同で実施することも可能とする。

(イ) 建設業務を担う主たる者は、入札参加企業又は入札参加グループの代表企業若しくは構成企業であること。

(ウ) 入札参加企業並びに入札参加グループの代表企業及び構成企業は、他の入札参加者の代表企業、構成企業及び協力企業になることができない。

(エ) 入札参加者の構成企業及び協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、市が承認した場合は、この限りではない。

(オ) 建設業務を担う者及び工事監理業務を担う者が兼務すること、又は資本面若しくは人事面において相互に関連のある者が建設業務及び工事監理業務を実施することは、認めない。

なお、「資本面において関連のある者」とは、一方の企業が、直接又は間接に、他方の企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合における当該企業と他の企業をいう。

また、「人事面において関連のある者」とは、一方の企業の役員が他方の企業の役員を兼ねている場合における当該企業と他の企業をいう。この場合において、「役員」とは、持分会社の業務を執行する社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、執行役員、監査役、監事及び事務局長を含まない。

#### (2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加企業又は入札参加グループの代表企業及び構成企業は、各業務における市の入札参加資格を有し、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとする。

また、入札参加企業又は入札参加グループの代表企業、構成企業及び協力企業は、次の事項を満たすことを条件とする。

ア 施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

イ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、申立てがなされている者であっても、会社更生法にあつては更生手続開始、民事再生法にあつては再生手続開始が決定され、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。

エ 法人税、事業税、市町村税（特別区にあつては都税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

オ 本事業のアドバイザー業務を受託している財団法人日本経済研究所並びに当該財団と当該業務について提携関係にある株式会社久米設計及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所並びにこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

カ 旭川市立高台小学校PFI整備事業事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員の所属する企業及び当該企業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

### （3）各業務を実施する企業の資格要件

入札参加企業又は入札参加グループの代表企業、構成企業及び協力企業のうち、設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務を行う者は、次の資格要件を満たしていなければならない。

#### ア 設計業務を行う企業

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) 平成19年度及び平成20年度旭川市建設工事等の競争入札参加資格において、建築設計の入札参加資格を有する者であること。

(ウ) 平成10年7月1日から平成20年6月26日までの間に完成している工事で、RC（鉄筋コンクリート）造延床面積3,000㎡以上の公共施設の設計の実績を有していること。なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

#### イ 建設業務を行う企業

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 平成19年度及び平成20年度旭川市建設工事等の競争入札参加資格において、建築一式工事の入札参加資格を有する者であること。

(ウ) 経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。）による建築一式工事に係る客観点数が870点以上を有する者であること。

(エ) 平成10年7月1日から平成20年6月26日までの間に完成している工事で、RC造延床面積3,000㎡以上の公共施設の建設の実績を有していること。なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

ウ 工事監理業務を行う企業

(ア) 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) 平成19年度及び平成20年度旭川市建設工事等の競争入札参加資格において、建築設計の入札参加資格を有する者であること。

(ウ) 平成10年7月1日から平成20年6月26日までの間に完成している工事で、RC造延床面積3,000㎡以上の公共施設の工事監理の実績を有していること。なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

エ 維持管理業務を行う企業

該当する業務について、平成19年度及び平成20年度旭川市建設工事等の競争入札参加資格又は平成19年度及び平成20年度旭川市物品購入等の競争入札参加資格を有する者であること。

#### 4 事務局

本事業に係る事務局（市の担当課）を次のとおりとし、特に指定のない限り、入札参加に係る連絡先、提出先等とする。

旭川市教育委員会 学校教育部教育政策課

〒070-0036 北海道旭川市6条通8丁目 ジブラルタ生命旭川ビル6階  
電話番号 0166-25-7549（直通）

ファックス番号 0166-24-7011

電子メール gakkoshisetsu@city.asahikawa.hokkaido.jp

なお、本事業に係る資料の公表先は、特に指定のない限り、旭川市立高台小学校PFI整備事業ホームページ（以下「市ホームページ」という。）とする。

※平成20年5月1日（木）まで

[http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/gakyou\\_soumu/pfi/top.htm](http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/gakyou_soumu/pfi/top.htm)

※平成20年5月2日（金）から

[http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kyoikuseisaku/gakyou\\_sisetu/pfi/top.htm](http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kyoikuseisaku/gakyou_sisetu/pfi/top.htm)

#### 5 入札説明書

(1) 入札説明書の公表及び閲覧

平成20年4月30日（水）に事務局での閲覧及び市ホームページへの掲載により、旭川市立高台小学校PFI整備事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）を公表する。

事務局における閲覧期間等は、次のとおりとする。

ア 閲覧期間 平成20年4月30日（水）から平成20年5月13日（火）まで  
（旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 閲覧時間 午前9時から午後5時まで

ウ 閲覧場所 4に同じ。

(2) 入札説明書に関する質問の受付

入札説明書に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期限 平成20年5月13日(火)(必着)

イ 受付方法 電子媒体(電子メールでのファイル送付, CD等の送付(印刷物を添付))にて提出すること。口頭による質問は受け付けない。

(3) 入札説明書に関する質問回答の公表及び交付

質問者の利益を害するおそれのあるものを除き, 平成20年6月4日(水)に事務局での交付及び市ホームページへの掲載により, 入札説明書に関する質問回答を公表する。

事務局における交付期間等は, 次のとおりとする。

ア 交付期間 平成20年6月4日(水)から平成20年6月11日(水)まで  
(休日を除く。)

イ 交付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 交付場所 4に同じ。

6 参加資格審査の申請提出書類の受付及び結果通知

この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は, 次のとおり参加資格審査申請提出書類を提出し, 入札参加資格の有無について, 確認を受けなければならない。

なお, 受付期間内に参加資格審査申請提出書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は, この総合評価一般競争入札に参加することができない。

(1) 受付期間 平成20年6月26日(木)から平成20年7月4日(金)まで  
(休日を除く。)

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。ただし, 最終日は正午まで(必着)とする。

(3) 提出書類 入札説明書に記載のとおり。

(4) 提出場所 4に同じ。

(5) 提出方法 持参又は郵送(配達証明郵便)すること。電送によるものは受け付けない。

(6) 結果通知 参加資格審査の結果は, 書面により平成20年7月28日(月)までに入札参加者(入札参加グループの場合は, 代表企業)に通知する。

(7) 留意事項

ア 入札参加者は, 参加資格審査申請提出書類の提出をもって入札説明書等(入札説明書, 旭川市立高台小学校PFI整備事業要求水準書, 旭川市立高台小学校PFI整備事業落札者決定基準, 旭川市立高台小学校PFI整備事業基本協定書案, 旭川市立高台小学校PFI整備事業に関する契約書案(以下「契約書案」という。))及び旭川市立高台小学校PFI整備事業様式集(以下「様式集」という。))及び質問回答等の記載内容を承諾したものとする。

イ 入札参加に関し必要な費用は, 入札参加者の負担とする。

ウ 提出書類の著作権は, 入札参加者に帰属する。ただし, 本事業において, 公表するときその他市が必要と認めるときには, 市は落札者の提案書に関して全部又は一部を無償で使用できるものとする。また, 契約に至らなかった入札参加者の提案については, 本事業の公表以外には使用しない。

なお, 提出書類は返却しない。

エ 提案内容に含まれる特許権, 実用新案権, 意匠権, 商標権等の日本国の法令に

基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

オ 市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

カ 入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

キ 提出書類の変更はできない。

ク 入札参加に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 7 入札手続等

### (1) 提案事業審査提出書類の受付

入札参加資格があると認められた入札参加者は、次のとおり提案事業審査提出書類を提出しなければならない。

なお、受付期間内に提案事業審査提出書類を提出しない者は、この総合評価一般競争入札に参加することができない。

ア 受付期間 平成20年8月19日（火）から平成20年8月27日（水）まで（休日を除く。）

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、最終日は正午まで（必着）とする。

ウ 提出書類 入札説明書に記載のとおり。

エ 提出場所 4に同じ。

オ 提出方法 持参又は郵送（配達証明郵便）すること。電送によるものは受け付けない。

カ 留意事項 6（7）に同じ。

### (2) ヒアリング等の実施

入札参加者に対し、参加資格審査申請提出書類及び提案事業審査提出書類の内容に関するヒアリング等を実施する場合がある。

### (3) 開札

ア 開札日時 平成20年8月27日（水）午後3時

イ 開札場所 旭川市6条通8丁目 ジブラルタ生命旭川ビル  
旭川市教育委員会会議室

ウ 入札金額 入札金額は、事業期間における契約書案の別紙10「サービス購入費の支払方法及びサービス購入費の支払額の改定について」に示すサービス購入費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。ただし、物価変動を反映させない。）とし、これを入札書及び入札書（別紙）へ記載する。また、入札書（別紙）には、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した価格（なお、金利部分は非課税）も記載すること。

この際、入札金額が事業費の積算金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を超えている場合、また、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額が事業費の積算金額を超えている場合は失格となり、その場で当該入札参加者に通知する。

## 8 入札に当たっての留意事項

### (1) 一般的注意

- ア 入札書（様式集の様式Ⅱ-1-5）及び入札書（別紙）（様式集の様式Ⅱ-1-6）は、封筒（様式集の参考1 入札書用封筒見本を参照）に入れ密封し、持参又は郵送（配達証明郵便）すること。
- イ 受付期限に遅れたときは、入札に参加できない。
- ウ 受付時には身分を証明できるものを持参すること。入札参加グループの場合は、代表企業のみが参加すること。なお、代理人の場合には、委任状（代理人）（様式集の様式Ⅱ-1-4）を併せて持参すること。
- エ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為を行ってはならない。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。
- オ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- カ 提案に対し総合評価を行い、落札者を決定し、その結果を入札参加者（入札参加グループの場合は、代表企業）に通知する。
- キ 入札参加資格があると認められた入札参加者が入札を辞退する場合は、開札開始前までに辞退届（様式集の様式Ⅱ-1-1）を事務局に提出すること。

### (2) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加グループの代表企業以外の者が行った入札
- イ 参加資格のない者又は入札参加資格の確認通知を受けていない者の入札
- ウ 委任状が提出されていない代理人の入札
- エ 入札参加者又はその代理人が二通以上の入札書を提出した入札
- オ 二人以上の者が同一の者の代理をした入札
- カ 入札者が他の入札者の代理をした入札
- キ 入札者が談合した入札
- ク 記名押印を欠いた入札
- ケ 入札金額を訂正した入札
- コ 入札金額又は事業名を欠いた、又は確認し難い入札
- サ 入札書（別紙）に不備等のある入札
- シ 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ス 電送及び電話による入札
- セ その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

## 9 落札者の決定方法

入札説明書で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、別に公表する旭川市立高台小学校PFI整備事業落札者決定基準に基づき、審査委員会が参加資格審査申請提出書類及び提案事業審査提出書類の審査結果並びに入札金額を総

合的に評価して最優秀提案を行った事業者を選定し、その結果を踏まえ市が落札者を決定する。

#### 10 契約条項を示す場所

4の場所で閲覧に供するほか、市ホームページにおいても公表する。

#### 11 契約書作成の要否

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 落札者と市は、契約の締結に関する基本協定を速やかに締結し、SPC設立後、SPCと市は、速やかに仮契約を締結する。
- (3) 本事業の契約については、PFI法第9条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年旭川市条例第14号）第2条の規定により旭川市議会の議決を要するので、(2)の仮契約は、旭川市議会で本事業の契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となる。
- (4) 落札者決定後、本事業の契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が3の各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結しないことがあり、又は仮契約を締結しているときは、これを解除することがある。

#### 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
契約書案第80条に基づく。

#### 13 支払条件

契約書案別紙10に基づき支払う。

#### 14 火災保険等付保の要否

契約書案別紙3に基づく。

#### 15 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該事業の入札を延期又は中止することがある。

なお、中止となった場合でも、参加資格審査申請提出書類及び提案事業審査提出書類の作成費用は、申請者の負担とする。

#### 16 入札執行回数

1回とする。

#### 17 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 入札参加者は、規則、旭川市工事等競争入札心得その他関係法令を遵守する



こと。

- (3) 参加資格審査申請提出書類及び提案事業審査提出書類に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 開札の結果は、落札者との契約締結後に市ホームページにおいて公表する。